

台東区議会議員及び台東区長の選挙における 選挙運動の公費負担額の改定について

1 改定理由

最近における物価の変動等に鑑み、国会議員の選挙における選挙運動に関し、公営に要する各経費の限度額を引き上げることを目的として公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）が改正された。この改正に合わせ、区においても公費負担に関する条例の一部を改正し、選挙運動の公費負担額を引き上げる必要がある。

2 改正する条例

東京都台東区議会議員及び東京都台東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

3 改定の内容

項目	改定案	令和5年 区議・区長選挙
ビラの作成費（1枚当たり）	8円38銭	7円73銭
ポスターの作成費（1枚当たり）	2,201円※	2,164円

※ポスター掲示場数を令和8年2月執行の衆議院議員選挙時の196箇所として算出

4 条例の施行日

公布の日

第13号議案 東京都台東区議会議員及び東京都台東区長の選挙における選挙運動の公費負担に
 関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者は、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)</p> <p>第9条 候補者は、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数(以下「ポスター掲示場数」という。)を乗</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者は、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)</p> <p>第9条 候補者は、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数(以下「ポスター掲示場数」という。)を乗</p>

じて得た金額に31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、ポスター掲示場数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

じて得た金額に31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、ポスター掲示場数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都台東区議会議員及び東京都台東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される東京都台東区議会議員及び東京都台東区長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された東京都台東区議会議員及び東京都台東区長の選挙については、なお従前の例による。